

## 第4章 ごみ処理行政の動向

### 第1節 国外の動向

地球規模での環境問題の深刻化を踏まえ、平成27年9月の国連総会において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（平成27年9月）が採択された。

その中で示された、「持続可能な開発目標（SDGs）」では、2030年までに達成すべき国際社会全体の目標として、17のゴールと具体的な169のターゲットが設定され、目標の達成に向けて国や地方自治体、企業等において様々な取組が進められている。



17のゴールの内、廃棄物分野と関わりが深い項目として以下が挙げられる。

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 4 質の高い教育をみんなに     | 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 11 住み続けられるまちづくりを     |
| 12 つくる責任つかう責任     | 13 気候変動に具体的な対策を      |
| 14 海の豊かさを守ろう      | 15 陸の豊かさも守ろう         |

### 第2節 国内の動向

1. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和7年改正）

#### 1) 背景

令和5年の見直しでは、2050年カーボンニュートラル<sup>7</sup>に向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏<sup>8</sup>の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、廃棄物処理法に基づく基本方針に関し変更が行われ、今回の見直しでは令和6年8月に決定された第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、目標値が改定された。

<sup>7</sup> 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれていること。

<sup>8</sup> 地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方。

## 2) 基本的な方向

環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）<sup>9</sup>を目指し、デジタル技術も活用してトレーサビリティ<sup>10</sup>を確保しながら、ライフサイクル・バリューチェーン全体でロスゼロを推進するほか、脱炭素社会の実現に向けて、廃棄物分野においても温室効果ガスの削減等により脱炭素化を推進する。

## 3) 施策を推進するための基本的事項

- ・デジタル技術の活用等により静脈側・動脈側を含めたサプライチェーン<sup>11</sup>全体で進める資源循環の取組を積極的に進めていく。
- ・一般廃棄物の処理体制の確保にあたっては、より環境負荷の少ない運搬車の導入や処分に関しては廃プラスチック類の排出抑制、再生利用の促進、熱回収の推進を行うほか、持続可能な適正処理の確保に向けて廃棄物処理の広域化や廃棄物処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）に係る計画を策定・更新する。

## 4) 処理施設の整備に関する基本的な事項

- ・食品関連事業者による食品循環資源の再生利用の取組のさらなる促進が求められ、食品廃棄物の再生利用に係る施設について、処理能力の向上に取り組む。
- ・中間処理については、選別・圧縮等資源化处理、飼料化处理、堆肥化处理、メタンガス化处理、ごみ燃料化处理及び焼却処理（熔融処理を含む。）等の再生や熱回収の方法について、最適な処理方法を組み合わせることも含めて選択することが必要である。
- ・焼却施設においては、広域的かつ計画的な整備を推進するとともに、発電施設等の熱回収が可能な施設の導入や高効率化を検討し、中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物の熱回収が図られるよう取組を推進する。
- ・最終処分場は、残余容量の予測を行いつつ、地域ごとに必要となる最終処分場を継続的に確保するよう整備する。

## 5) 基本方針改定後の目標値

指標	目標値	
①一般廃棄物の排出量	令和4年度比約9%削減（令和12年度）	
②一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	令和4年度	令和12年度（目標年度）
	496グラム	約478グラム
③一般廃棄物の出口側循環利用率	令和4年度	令和12年度（目標年度）
	約20%	約26%
④一人一日当たりごみ焼却量 <sup>※1</sup>	令和4年度	令和12年度（目標年度）
	679グラム	約580グラム
⑤一般廃棄物の最終処分量	令和4年度比約5%削減（令和12年度）	
⑥産業廃棄物の排出量	令和4年度比約1%増加に抑制（令和12年度）	

<sup>9</sup> 従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

<sup>10</sup> 製品やサービスがどのようなプロセスを経て消費者の手に届くのかを追跡し、記録するシステム。

<sup>11</sup> 製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れ。

指標	目標値	
	⑦産業廃棄物の出口側循環利用率	令和4年度 約37%
⑧産業廃棄物の最終処分量	令和4年度比約10%削減（令和12年度）	
⑨廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合※2	令和2年度 約41%	令和9年度（目標年度） 46%
⑩一般廃棄物の最終処分場の残余年数	令和4年度 23.4年分	令和12年度（目標年度） 22.4年分
⑪産業廃棄物の最終処分場の残余年数	令和4年度 20.8年分	令和12年度（目標年度） 17年分
⑫家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	改定後削除 ※63自治体（H28年度）から180自治体（R4年度）に増加。 なお、食品リサイクル法に基づく基本方針において食品ロス削減目標等（R12年度に食品ロス量489万トン）を設定しており、当該目標に基づき取組の進捗を確認する。	
⑬小売業者が家電法に基づく引取義務を負わない特定家庭用機器一般廃棄物の回収体制を構築している市町村の割合	改定後削除 ※58.7%（H24年度）から86.1%（人口ベースでは97.6%）（R2年度）に増加。なお、特定家庭用機器再商品化法に基づく基本方針において特定家庭用機器廃棄物の回収率の目標値（R12年度に回収率70.9%以上）を設定しており、当該目標に基づき取組の進捗を確認する。	
⑭使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	改定後削除 ※約62%（H27年度）から約81%（人口ベースでは約94%）（R1年度）に増加。なお、小型家電リサイクル法に基づく基本方針において使用済小型電子機器等の再資源化量の目標値（R5年度に1年あたり14万トン）を設定しており、当該目標に基づき取組の進捗を確認する。	

※1 改定後に追加された指標

※2 改定前から目標値に変更なし

## 2. 廃棄物処理施設整備計画（令和5年閣議決定）【計画期間：令和5年度～令和9年度】

### 1) 基本理念

- ・廃棄物処理施設の整備に当たっては、3R + Renewable（持続可能な資源）の取組を推進する。
- ・施設の長寿命化・延命化を図るとともに、広域化・集約化、老朽化した施設の適切な更新・改良等を推進する。
- ・地域のエネルギーセンターとしての活用、防災拠点としての活用、リユース拠点としての活用や環境教育・環境学習の場の提供など、地域に多面的な価値を創出する施設を整備する。
- ・将来的には、廃棄物の焼却により発生するCO<sub>2</sub>の回収・有効利用・貯留（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage：CCUS）等の技術の導入により脱炭素化を推進することが期待されている。

## 2) 廃棄物処理施設の整備及び運営

- ・必要に応じてデジタル技術も活用し、選別システムや再資源化技術の高度化・効率化及び分散型の資源回収拠点の整備等により資源循環を推進。
- ・施設の大規模化が難しい地域においても地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術の導入等の取組を促進することが求められる。
- ・広域化・集約化を図る際、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図ることが重要であり、築年数が異なる複数の既存施設の集約化を行う場合にも、施設の更新時期を合わせるために長寿命化等を含めた検討が重要となる。
- ・近年では、生ごみ等を分別収集する湿式のメタンガス化施設に加え、可燃ごみとして収集し機械選別する乾式のメタンガス化施設と廃棄物焼却施設とを併設したコンバインド（ハイブリッド）方式の施設も整備されている。
- ・廃棄物の排出から最終処分に至るまでの一連の工程を通じて、地域全体でエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減や、温室効果ガス排出削減等指針や建築分野におけるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）<sup>12</sup>関連技術等も踏まえ、温室効果ガス排出対策を講じる必要がある。

## 3. 食品ロス削減推進法（令和元年施行）

近年の国全体での食品の大量廃棄の現状や、食品ロスに関する国際的な関心の高まり等を背景に、「食品ロス削減推進法」が令和元年10月1日に施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の関係者が相互に連携協力し、社会的な取組として食品ロスの削減を推進することが定められた。また、都道府県及び市町村は、政府の定める基本方針を踏まえ、「食品ロス削減推進計画」の策定に努めることとされてる。

## 4. プラスチック資源循環促進法（令和4年施行）

近年のプラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっている背景から、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、3R+Renewableの基本原則と、「2030年までにワンウェイプラスチック<sup>13</sup>を累積25%排出抑制する」などの6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げている。

さらに、「プラスチック資源循環促進法」が令和4年4月1日に施行され、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んでおり、資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行を目指す。

<sup>12</sup> 快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことを示す。

<sup>13</sup> 使い捨てのプラスチック製品を指す。

## 5. 再資源化事業等高度化法（令和6年公布）

近年、欧州を中心に世界では、再生材の利用を求める動きが拡大しており、国内においても再生材の質と量の確保を通じて、資源循環の産業競争力を強化することが重要となっている背景から、再資源化のための廃棄物の収集、運搬又は処分の事業過程の高度化を促進することを目的とした「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（以下「再資源化事業等高度化法」という。）が令和6年5月に公布され、令和7年度に施行予定となっている。

再資源化事業等高度化法において、地方公共団体が、廃棄物の着実な適正処理等を引き続き行うこと、地域における各主体間の連携・協働を促進するコーディネーターとして資源循環を促進すること、自ら行う再資源化事業等の高度化を図るとともに高度な再資源化可能な廃棄物処分業者に委託するなどにより再資源化を推進することが求められている。

## 6. 災害廃棄物対策指針（平成30年改訂）

東日本大震災で得た経験や知見を踏まえて、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定し、その後発生した関東・東北豪雨災害や熊本地震等の近年の災害の知見を元にこれを平成30年3月に改訂した。

新たな指針では、災害廃棄物対策指針等の位置づけ、地方公共団体が策定する災害廃棄物処理計画の位置づけを明記したほか、近年発生した災害時の対応を受け、平時、災害応急対応期、復旧・復興期における各ステージで必要とされる事項を具体化し、平時の備えの充実についても明記されており、併せて国、都道府県、市区町村、関係団体などの役割を明確化している。

## 7. 中央環境審議会答申

- ・脱炭素型資源循環システム構築に向け資源循環分野の取組の強化が求められており、使用済製品等の解体・破碎・選別等のリサイクルの高度化、素材のバイオマス化・再生材利用促進、急速に普及が進む新製品・新素材についての3R+Renewable確立、循環経済関連の新たなビジネスモデルの地域及び社会全体への普及等に向けて必要な技術開発などが実施されている。（令和6年2月16日答申）
- ・令和6年5月に「第6次環境基本計画」が閣議決定され、地域ニーズに応じた生活環境の保全に関する環境基準の在り方について検討を行うことが重要な課題のひとつとして挙げられ、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しが検討されている。（令和7年1月27日答申）

### 第3節 千葉県の動向

#### 1. 千葉県廃棄物処理計画（令和3年3月策定）【計画期間：令和3年度～令和7年度】

##### 1) 背景

近年の県の廃棄物処理の現状から、再生利用率の伸び悩み、不法投棄や廃棄物処理施設の老朽化等の課題に引き続き対応する必要がある。

また、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎える中で、社会の変化に対応した廃棄物処理体制の確立が求められており、食品ロスの削減、廃プラスチックの使用削減・再資源化の促進、廃棄物エネルギーの利活用、災害廃棄物の処理などの新たな課題にも対応する必要がある。

##### 2) 策定方針

3R、特に環境への負荷を低減する効果の高い2R（リデュース・リユース）の取組を推進し、環境への負荷も配慮しつつ、地域循環共生圏の考え方も含め、最適な再生利用及び熱回収（循環的利用）と適正な処分の確保を目指す。

また、「食品ロス削減推進法」第12条で規定する「都道府県食品ロス削減推進計画」として位置付けるとともに、千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画を盛り込む。

##### 〈基本方針〉

- ・ みんなでつくる『持続可能な循環型社会』の構築
  - … 県民、事業者、国、県、市町村等の各主体が取組を進めるとともに、相互に連携し、さらなる廃棄物の排出抑制と資源の適正な循環的利用を推進する。
- ・ 多様化する新たな問題への対応
  - … ごみの排出量の削減、不法投棄の防止といった従来からの問題に加え、食品ロスの削減、廃プラスチック問題への対応等、新たな課題に対し実効性のある施策の展開を図る。
- ・ 県民の安全・安心の確保に向けた体制強化
  - … 自然災害により、大量に発生する災害廃棄物の処理について、国や県内市町村、事業者等と連携し、迅速な処理体制の強化を図る。

### 3) 展開する施策

I	3Rの推進	    
1 リデュース・リユースの推進		
2 食品ロスの削減		
3 市町村と連携した3Rの推進		
4 排出事業者における自主的な廃棄物の排出抑制や資源化の取組推進		
5 循環資源等の利活用の推進		
6 効果的なリサイクルの推進(各種リサイクル法の遵守の指導)		
7 環境学習の推進		
II	適正処理の推進	   
1 排出事業者における適正処理の推進		
2 有害廃棄物の適正処理の推進		
3 再生土の適正利用の推進		
4 環境美化意識の向上と実践活動の推進		
5 海岸漂着物の処理の推進		
6 不法投棄等の監視指導及び支障除去対策の実施		
7 原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物への対応		
8 処理困難物や高齢化社会等への対応		
III	適正処理体制の整備	  
1 一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理		
2 ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化		
3 産業廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理		
4 県全体における適正処理体制の整備		
5 施策や制度の実施に関する国への提案・要望		
IV	万全な災害廃棄物処理体制の構築	
1 平時からの備えの強化		
2 発災時の迅速な対応		

出典：「第10次千葉県廃棄物処理計画の概要」6.1 施策体系

## 2. 千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会

- ・近年の海洋プラスチックごみ問題や食品ロス問題への関心の高まり、関連する新たな法律の制定を受け、県が推進する“ごみ削減のために身の回りでできることを実践するライフスタイル”「ちばエコスタイル」を拡充・リニューアルした。(令和5年度開催結果)
- ・第10次千葉県廃棄物処理計画(計画期間：令和3～7年度)が令和7年度に終期を迎えることから、令和7年度中に千葉県食品ロス削減推進計画を含む第11次千葉県廃棄物処理計画(計画期間：令和8～12年度)を策定予定。(令和6年度開催結果)
- ・近年の地震や台風の被害状況、令和5年4月に国が示した点検ガイドライン等を鑑み、千葉県災害廃棄物処理計画について改定予定。(令和6年度開催結果)